

令和6年度事業計画

公益社団法人 秋田県手をつなぐ育成会

1 基本理念

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法という。）」第1条に明記された「障害児者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい生活を営むことが出来る地域社会の実現」を目的に、第1条の2に規定された基本理念を実現するため、全国手をつなぐ育成会連合会の支援を得ながら、関係機関・団体等と広く連携を図り、会員である市町村手をつなぐ育成会・親の会及び施設保護者会や特別支援学校保護者会、特別支援学級保護者との協働活動を進めて、本会の目的の達成に努めます。

2 事業の方針

育成会活動の原点は、「共生社会」の実現にあります。知的障害のある人が一人の人として人権が尊重され、地域社会で安心して過ごせる当たり前の暮らしと幸せが実現するよう様々な活動を推し進める必要があります。

コロナ禍の中でも、令和3年5月の「改正障害者差別解消法」の成立や、令和4年5月の「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」の施行など、障がい児・者を取り巻く環境は着実に進展し、障がい者の権利擁護や障がい保健福祉施策等の充実が図られてきています。

一方、令和4年8月には、「障害者の権利に関する条約」の締結国として、国際連合において障害者の権利に関する委員会による我が国政府報告の審査が実施され、同年9月に同委員会から厳しい内容の総括所見が採択・公表されています。特に、代理代行的な意思決定体制の廃止を視野に入れ、障がい者本人の自律性、意思、選好を尊重する支援付き意思決定メカニズムの確立を勧告され、それに続いて成年後見制度の見直しの議論が議論され始めてきたことは評価できる反面、障がい児を含む障がい者の施設収容廃止など地域自立生活への移行促進や分離された特別な教育をやめ、インクルーシブ教育の推進など、現状ではまだ課題が多く簡単には受けとめられない勧告や要請が示されている現状にもあります。

秋田県手をつなぐ育成会では、令和5年12月に、秋田県障害者福祉協会及び秋田県精神保健福祉会連合会とともに3団体で秋田県知事へ要望活動を行い、より踏み込んだ意見を発信してきました。特に、当育成会では、「1. 秋田県からの障がい者就労施設等への優先調達について 2. 特別支援学校高等部卒業生の一般就労に向けた支援について 3. 福祉医療制度の充実について」の3項目の要望をいたしました。

令和5年度の4年ぶりの秋田県大会の開催および令和6年度に秋田市で開催する全国大会秋田大会などたくさんの方々が参集するイベントやそのほかの情宣活動を通して、これからも障害者福祉の向上に結び付けるため、次のような活動を継続実施してまいります。

- (1) 障害者総合支援法の動向や、自立に向けた権利擁護（障害者権利条約、障害者虐待防止法、障害者差別解消法、成年後見制度など）に関する諸問題を理解するための取り組み
- (2) 県内3地区組織体制を充実し、持続性のある事業とするための取り組み

- (3) 第9回全国手をつなぐ育成会連合会全国大会秋田大会、第63回手をつなぐ育成会東北ブロック大会・本人大会、第63回手をつなぐ育成会秋田県大会（秋田大会）の開催
- (4) 有効な資金管理及び経費支出の厳格化による財政基盤の立て直し
- (5) 市町村育成会（親の会）・施設保護者会の情報交換、研修会など連携の機会を強めるための取り組み
- (6) 本人活動に対する積極的な支援、協力
- (7) 本人や家族等に対する相談支援事業の充実
- (8) 県民に理解を得るための活動
- (9) 秋田県知的障害者福祉協会など関係機関・団体との情報交換と協働活動するための取り組み
- (10) 特別支援学校や特別支援学級保護者への育成会活動を理解していただくための取り組み、就学前の幼児期保護者への支援
- (11) 次代を担う会員の育成と組織加入、個人加入拡大のための取り組み
- (12) 行政機関、教育機関、他関係団体との連携強化と情報の交換
- (13) 会員が必要とする資料のスピーディな配布と周知・ホームページによる情報提供
- (14) 組織運営改善のため、法人格の変更を含めた組織の在り方を検討

3 主な事業

(1) 福祉思想の啓発や情報提供

① 普及啓発活動（3大会の併催）

ア 第9回全国手をつなぐ育成会連合会全国大会秋田大会
 第63回手をつなぐ育成会東北ブロック大会・本人大会
 第63回手をつなぐ育成会秋田県大会（秋田大会）の開催
 開催日 令和6年10月12・13日

場 所 あきた芸術劇場ミルハス、秋田市文化創造館、秋田キャッスルホテル

参加人数 1,000人

② 情報提供

ア 会報「秋田県手をつなぐ親たち」の発行
 発行回数 年2回 春（5月）・秋（10月）
 部 数 1回 6,000部

イ 全国手をつなぐ育成会連合会の速報資料等の随時配布

ウ ホームページによる情報提供

(2) 研修会及び協議会の開催と行政等への問題提起活動

① 組織強化学業の実施

- ・秋田県社会福祉協議会の関係委員会への参加、協力
 運営適正化委員会
 福祉サービス第三者評価決定委員会
 秋田県地域福祉推進会議
 秋田県社会福祉大会
- ・秋田県障害者スポーツ協会の理事会等への参加、協力
- ・特別支援学校PTA連合会への参加、協力

- ・秋田県障害者の生涯学習支援モデル事業連携協議会への参加、協力
- ・秋田県障害福祉団体協議会への参加、協力
- ・秋田県障害者施策推進審議会への参加、協力
- ・秋田県障がい者総合支援協議会への参加、協力
- ・秋田県社会福祉事業団評議委員会への参加、協力

② 研修事業等の実施

ア 秋田県手をつなぐ育成会地区別（３地区）協議会の開催

1. 県北地区
2. 中央地区
3. 県南地区

イ 会員・支援者等研修会

育成会活動の次代を担う人材育成・支援者のための研修会を開催する。

- ・秋田県手をつなぐ育成会会員等研修会
市町村手をつなぐ育成会・施設保護者会会長等会議を併せて開催
- ・全国手をつなぐ育成会連合会主催研修会等への派遣、伝達研修

ウ 特別支援学校保護者会や特別支援学級保護者研修会、就学前の幼児期保護者への支援

③ 地域強化事業の実施

地域育成会・保護者会総会・研修会や特別支援学校 PTA 総会等の行事に参加し、最新の情報を提供・講習会を開催する。

（３）本人の社会参加の実現及び福祉の増進活動の実施

① 本人活動支援事業

ア 本人活動「秋田県ともだちの会」の開催

イ 本人活動支援事業の実施
10か所程度

② 障がいのある人やその家族に対する相談事業

ア 巡回相談事業
特別支援学校保護者等を対象

イ 県育成会や地域育成会での相談

（４）知的障がいのある人のための各事業への共催、協力事業

① 全国手をつなぐ育成会連合会及び東北ブロックの主催行事への参加、協力

ア 全国手をつなぐ育成会連合会 令和6年度通常総会

実施日 令和6年6月21日（金）

場 所 東京 損保ジャパン日本橋ビル

イ 手をつなぐ育成会東北ブロック協議会
年2回程度

② 秋田県障害者福祉展（秋田県・県障害者社会参加推進センター主催「心いきいき芸術・文化祭」）の共催

開催日 令和6年11月（予定）

場 所 なかいち AU

③ 秋田県障害者スポーツ大会の共催

実施日 令和6年8～9月（予定）

(5) その他事業

情報誌配布事業

元気の出る情報・交流誌「手をつなぐ」（全国育成会連合会発行）の配布
毎月 165部

4 法人組織運営

(1) 会議の開催

① 総 会

令和6年6月

ア 令和5年度事業報告、収支決算の承認に関すること

イ 令和6年度事業計画について

ウ その他

② 理 事 会

第1回 令和6年5月

ア 総会に付議する事項について

・事業報告、収支決算について

イ 総会の招集について

ウ 令和6年度事業の進捗状況について

エ 会長・副会長の業務の執行状況について

第2回 令和6年12月

ア 令和6年度事業の進捗状況について

イ 令和6年度上半期予算執行状況について

ウ 会長・副会長の業務執行状況について

第3回 令和7年3月

ア 令和7年度事業計画・収支予算（案）について

イ 会長・副会長の業務執行状況について

ウ その他

③ 監 事 会

令和6年4月

監査の実施

④ 正副会長会議 必要に応じ年4～5回程度

第1回 令和6年5月

ア 理事会・総会に付議する事項について

イ 令和6年度事業について

第2回 令和6年10月

ア 令和6年度事業の進捗状況について

イ 今後の事業について

第3回 令和6年12月

ア 理事会に付議する事項について

イ 令和6年度事業の進捗状況について

第4回 令和7年2月

ア 理事会に付議する事項について

イ 令和7年度事業計画・予算について

ウ 令和6年度事業の進捗状況について